

7月以降に有効期限の切れる保険証は 来年3月末まで使えます！

昨年12月から新規の保険証は発行されなくなりました。1700万人（国保加入者の7割）が今年7月末に保険証の期限切れを迎えます。

ただし有効期限が切れた保険証は捨てないでください。厚生労働省は従来の期限切れの保険証でも、2026年3月末まで受診できるよう事務連絡を出しています。

国民皆保険はすべての国民の医療を受ける権利を保障する制度です。全員加入が前提の制度に、今も批判の絶えないマイナンバーを強制的に合流させた無理が吹き出しています。

マイナンバーの安全性や運用に疑念の残る人、長く続いた制度を急に変えられてもついていけない人が多数います。

政府は保険証の廃止を撤回すべきです。

資格確認書

マイナカードに保険証を紐づけていない人に交付されます。これまでの保険証と同じように使えます。

なお後期高齢者には、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無に関係なく、全員に資格確認書が交付されます。（令和8年7月31日までの暫定措

置）今年8月から利用できる資格確認書はすでに届いています。

資格情報のお知らせ

マイナンバーカードに保険証を登録してマイナ保険証にした人に交付されます。

本来こちらは保険証ではありませんが、厚生労働省は「資格確認書と勘違いして持ってきてしまうケースに柔軟に対応」するよう通達しています。

マイナンバーカード保険証の解除

マイナ保険証を作ったけれど解除するという場合、マイナ保険証と本人確認書類をもって役所役場の窓口で行います。

申請から解除まで1～2ヶ月かかります。解除手続き終了の連絡などはないので、マイナポータルで確認することになりますが、反映されるには解除からもう一月ほどかかる場合があるようです。



尾北民商
ニュース

2025年
8月4日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

定額減税不足額給付の申請の相談は民商へ！

昨年に行われた一人4万円（所得税3万・住民税1万）の定額減税の事業専従者への不足額給付の申請が始まっています。

扶養家族分の不足額給付は先行して行われていましたが、今回、取り残されていた家族専従者の分が申請できるようになりました。

定額減税の不足額給付は、他の交付金・給付金の有無で制限されることはありませんから、書類を受け取った方は確実に申請しましょう。



今回の不足額給付は令和6年度に全国民に対して行われた定額減税補足給付金（調整給付）において、支給額に不足が生じた人、まだ全額を受け取っていない人に支給されるものです。この給付金の申請に関して尾北民商は、過去に江南市、岩倉市、犬山市、扶桑町、大口町へ「事業専従者等への不足額給付申請についての要望書」を提出し、3市2町すべてから回答を受け取っています。

書類が来たけれど手続き法が分からない人、それ以外でも定額減税関連で質問のある人は民商にご相談ください。

尾北民商事務所は以下の通りの日程で夏期休業を行ないます

8月9日（土）～8月11日（月祝）休み

8月12日（火）通常どおり

8月13日（水）～8月17日（日）休み

